



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年 7月 1日金曜日 第2786号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則.....（会計課）... 535

## 告 示

自衛官候補生の募集.....（総務管理課）... 536

自衛官候補生の採用試験.....（ " ）... 536

保安林予定森林にする旨の通知（3件）.....（森林整備課）... 537

漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....（水産課）... 537

土地収用法に基づく事業の認定.....（用地課）... 537

基本測量の実施の通知（2件）.....（道路維持課）... 538

公共測量の実施の通知.....（ " ）... 539

土地改良区の定款変更の認可（4件）.....（中予地方局農村整備第一課）... 539

道路の供用開始（県道城川橋原線）.....（南予地方局西予土木事務所）... 539

## 訓 令

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令.....（建築住宅課）... 539

## 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....（男女参画・県民協働課）... 541

## 選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の指定の一部改正.....（選挙管理委員会）... 541

## 規 則

### ○愛媛県規則第32号

愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年 7月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

### 愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年愛媛県規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（競争参加者の資格に関する審査等）</p> <p><b>第2条</b> 省略</p> <p>2～6 省略</p> <p>7 知事は、令第167条の11第2項の規定により定められた資格が令第167条の5第1項の規定により定められた資格と同一である等のため、指名競争入札に係る第1項の規定による資格の審査及び第4項の規定による名簿の作成を要しないと認められるときは、当該資格の審査及び当該名簿の作成は、行わず、一般競争入札に係る第1項の規定による資格の審査及び第4項の規定による名簿の作成をもって代えるものとする。</p> <p>（入札説明書の記載事項に関する事項）</p> <p><b>第9条</b> 特例政令第8条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 特例政令第6条及び第10条第5項の規定又は特例政令第7条第1項及び第10条第6項並びにこの規則第5条第2項の規定に</p>	<p>（競争参加者の資格に関する審査等）</p> <p><b>第2条</b> 省略</p> <p>2～6 省略</p> <p>7 知事は、令第167条の11第2項の規定により定められた資格が令第167条の5第1項の規定により定められた資格と同一である等のため、指名競争入札に係る第1項の規定による資格の審査及び第3項の規定による名簿の作成を要しないと認められるときは、当該資格の審査及び当該名簿の作成は、行わず、一般競争入札に係る第1項の規定による資格の審査及び第3項の規定による名簿の作成をもって代えるものとする。</p> <p>（入札説明書の記載事項に関する事項）</p> <p><b>第9条</b> 特例政令第8条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 特例政令第6条_____の規定又は特例政令第7条第1項及び_____この規則第5条第2項の規定に</p>

より公告又は公示をするものとされている事項（特例政令第6条第6号に掲げる事項を除く。）

(2)～(7) 省略

（複数落札入札制度による場合の予定価格）

**第10条** 契約担当者は、特例政令第10条第1項の規定による契約については、会計規則第133条第1項本文の規定にかかわらず、単価についての予定価格を定めるものとする。

（複数落札入札制度による場合の入札）

**第11条** 契約担当者は、特例政令第10条第1項の規定による入札をするときは、会計規則第138条第1項の入札書に、落札を希望する数量を記載させなければならない。

**第12条** 省略

（落札者等の公示に関する事項）

**第13条** 特例政令第12条の規定による公示は、特定調達契約につき、落札者又は随意契約の相手方を決定した日の翌日から起算して72日以内に、次の事項を掲載して、県報により、しなければならない。

(1)～(9) 省略

より公告又は公示をするものとされている事項（特例政令第6条第6号に掲げる事項を除く。）

(2)～(7) 省略

**第10条** 省略

（落札者等の公示に関する事項）

**第11条** 特例政令第11条の規定による公示は、特定調達契約につき、落札者又は随意契約の相手方を決定した日の翌日から起算して72日以内に、次の事項を掲載して、県報により、しなければならない。

(1)～(9) 省略

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

**○愛媛県告示第800号**

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間を次のとおり告示する。

平成28年 7月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 男子（平成28年度3・4月採用分）  
平成28年 7月 1日（金）から  
9月 8日（木）まで
- 2 女子（平成28年度3・4月採用分）  
平成28年 7月 1日（金）から  
9月 8日（木）まで

**○愛媛県告示第801号**

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

平成28年 7月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

試 験 期 日	試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称	担 当 区 域
（男子） 平成28年 9月16日（金）	松山市味酒町一丁目10番2号	ゴールドビル味酒	県内全域
（男子） 平成28年 9月17日（土）	新居浜市坂井町二丁目3番18号	新居浜テレコムプラザ	四国中央市、新居浜市及び西条市
	今治市南宝来町一丁目9番地8	今治市総合福祉センター	今治市及び越智郡
	松山市文京町4番地2	松山大学	松山市、伊予市、東温市、上浮穴郡及び伊予郡
	大洲市大洲1番地甲ノ5	大洲市肱南公民館	八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡及び西宇和郡
	宇和島市曙町1番地	宇和島市役所	宇和島市、北宇和郡及び南宇和郡

(女子) 平成28年 9月25日(日)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域
------------------------	---------------	------------	------

○愛媛県告示第802号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成28年 7月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林予定森林の所在場所  
松山市泊町甲462の1・甲462の209(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第803号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成28年 7月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林予定森林の所在場所  
上浮穴郡久万高原町中津字休場186の2、187の2
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第804号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成28年 7月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林予定森林の所在場所  
北宇和郡鬼北町大字上鍵山1969、1973から1975まで、1980から1983まで、1992から1994まで、2035から2054まで、2055の1、2056から2060まで、2064
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
大字上鍵山1973から1975まで・1981・2038・2042・2044・2046・2050・2055の1・2056・2059(以上12筆について次の図に示す部分に限る。)、2045  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第805号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成28年 7月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間  
平成28年 7月 1日から14日まで

○愛媛県告示第806号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成28年 7月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 起業者の名称 八幡浜市
- 2 事業の種類 八幡浜市宮内地区公民館整備事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分  
愛媛県八幡浜市保内町宮内地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 4 事業の認定をした理由  
申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたもので

ある。

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、八幡浜市保内町宮内地内の土地1,514.96平方メートルを起業地とする「八幡浜市宮内地区公民館整備事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、土地収用法第3条第22号に掲げる「社会教育法（昭和24年法律第207号）による公民館（同法第42条に規定する公民館類似施設を除く。）」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

公民館は、社会教育法第21条第1項の規定により市町村が設置するものとされており、起業者である八幡浜市は、八幡浜市公民館整備計画に基づき、本件事業を計画し、事業遂行について必要な財源措置等を講じている。以上のことから、起業者は本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益

宮内地区公民館は、地区内住民を対象に、ふるさと美化運動や公民館祭りなど、地区内のコミュニティ活動を主体とした事業を行っており、当該施設は、子供から高齢者まで、多くの市民に利用されているとともに、洪水・土砂災害発生時の緊急避難場所及び避難所として地区内の住民にとって必要不可欠な公共施設となっている。

しかしながら、当該施設は、建築から40年以上が経過し、柱、梁、壁において、乾燥収縮によるひび割れ、仕上げモルタルやコンクリートの剥離・剥落が確認されているなど老朽化が著しいうえ、平成25年度に実施した耐震診断では、1階部分のI S値（構造耐震指標）が0.4であり、安全基準上必要とされる0.54（I S O値：構造耐震判定指標）を満たしておらず、極脆性柱も存在するため、地震発生時に損傷が生じる危険性が高いことが判明しており、早急な対応が必要となっている。

本件事業は、上記のとおり、宮内地区に必要不可欠な専用公民館を新築整備しようとするものであり、本件事業の完成により、住民の教育・文化・芸術活動や地域のコミュニティ活動などの継続が図られるだけでなく、耐震基準を満たした公民館は、洪水・土砂災害だけでなく、地震発生時の避難所等にも利用できることから、地域の安心・安全にも大きく寄与するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存在するものと認められる。

イ 事業の施行により失われる利益

本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等による環境影響評価の対象外であるため環境影響評価は実施していないが、施工に際しては、低騒音・低振動型の建設機械を使用する等、環境への影響を最小限に抑制する対策を講じていることとしている。また、起業地は特定希少野生動植物保護区外で、保護のために特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。さらに、埋蔵文化財包蔵地外で保全を要する文化財等も確認されていない。以上のことから、環境等への影響は

軽微であると認められる。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 代替案の検討

本件事業に係る起業地の選定に当たっては、道路的条件、経済的条件及び環境的条件等による3案の比較検討を行い、総合的に最も優れた案を採用しているものと認められる。また、起業地面積は、本件事業の内容、施設の規模等を勘案し、妥当なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の事業計画は他の代替案と比較して最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与すると認められるので、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早急に施行する必要性

(3)アで述べたように、宮内地区公民館は、建築から40年以上が経過し、柱、梁、壁において、乾燥収縮によるひび割れ、仕上げモルタルやコンクリートの剥離・剥落が確認されているなど老朽化が著しいうえ、平成25年度に実施した耐震診断では、1階部分のI S値（構造耐震指標）が0.4であり、安全基準上必要とされる0.54（I S O値：構造耐震判定指標）を満たしておらず、極脆性柱も存在するため、地震発生時に損傷が生じる危険性が高いことが判明しており、早急な対応が必要となっている。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の目的を達成するために必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 土地収用法第26条の2の規定に基づく図面の縦覧場所

八幡浜市立中央公民館

○愛媛県告示第807号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成28年 7月 1日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 作業種類 基本測量（電子基準点現地調査）
- 2 作業期間 平成28年 7月11日から  
10月31日まで
- 3 作業地域 新居浜市、西条市、四国中央市、越智郡上島町

○愛媛県告示第808号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、  
国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。  
平成28年 7月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 基本測量（成果不整合地域における基準点改測）
- 2 作業期間 平成28年 7月11日から  
11月30日まで
- 3 作業地域 大洲市、四国中央市

○愛媛県告示第809号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第  
14条第1項の規定に基づき、宇和島市長から次のとおり公共測量を  
実施する旨の通知があった。

平成28年 7月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（数値地形図データ作成 地図情報レベ  
ル2500）
- 2 作業期間 平成28年 6月29日から  
9月30日まで
- 3 作業地域 宇和島市吉田町、三間町、大浦埋立地区

○愛媛県告示第814号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 7月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	城川橋原線	西予市城川町土居2303番地先	平成28年 7月 1日

訓 令

○愛媛県訓令第8号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 7月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第8（第4条関係） 知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項	別表第8（第4条関係） 知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分		
			知 事	専 決 者	
				部 長	局 長
建 築 住 宅 課	1 建築基準法の施行に関する事務	1 建築主事及び建築審査会に関すること。			
		(1) 市町に建築主事を置く場合の協議(第4条)			
		(2) 建築審査会に対する諮問に係る措置(第3条第1項第3号、第4号、第42条第6項、第43条第1項、第44条第1項第2号、第2項、第46条第1項、第47条、第48条第14項、第52条第15項、第53条第7項、第53条の2第4項、第55条第4項、第56条の2第1項、第57条の4第2項、第59条第5項、第59条の2第2項、第60条の2第7項、第67条の3第10項、第68条第6項、第68条の3第5項、第68条の5の3第3項、第68条の7第2項、第6項、第86条第5項、第86条の2第5項)			
		2・3 省略			
		4 区域等の指定及び数値等の決定等に関すること。			
		(1)～(8) 省略			
		(9) 用途地域の指定のない区域等における建築物に係る容積率等の区域の指定及び数値の決定(第52条第1項第7号、第2項第3号、第53条第1項第6号)			
(10)～(16) 省略					
5・6 省略					
2～20 省略					

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分		
			知 事	専 決 者	
				部 長	局 長
建 築 住 宅 課	1 建築基準法の施行に関する事務	1 建築主事及び建築審査会に関すること。			
		(1) 市町に建築主事を置く場合の同意(第4条)			
		(2) 建築審査会に対する諮問に係る措置(第3条第1項第3号、第4号、第42条第6項、第43条第1項、第44条第1項第2号、第2項、第46条第1項、第47条、第48条第14項、第52条第15項、第53条第7項、第53条の2第4項、第55条第4項、第56条の2第1項、第57条の4第2項、第59条第5項、第59条の2第2項、第60条の2第7項、第67条の3第10項、第68条第6項、第68条の3第5項、第68条の5の2第3項、第68条の7第2項、第6項、第86条第5項、第86条の2第5項)			
		2・3 省略			
		4 区域等の指定及び数値等の決定等に関すること。			
		(1)～(8) 省略			
		(9) 用途地域の指定のない区域等における建築物に係る容積率等の区域の指定及び数値の決定(第52条第1項第6号、第2項第3号、第53条第1項第6号)			
(10)～(16) 省略					
5・6 省略					
2～20 省略					

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年 7月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成28年 6月20日	特定非営利活動法人 愛媛県就労支援事業者機構	森 田 浩 治	松山市一番町四丁目4番地1	本機構は、犯罪者や非行少年（更生保護事業法第2条第2項各号に掲げる者をいう。以下「犯罪者等」という。）が善良な社会の一員として更生するためには、就職の機会を得て経済的に自立することが重要であることにかんがみ、事業者の立場から犯罪者等の就労を支援し、犯罪者等が再び犯罪や非行に陥ることを防止することにより、犯罪者等の円滑な社会復帰と安全な地域社会の実現を図り、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第43号

不在者投票のできる施設の指定（平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

平成28年 7月 1日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大 塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
1・2 省略				1・2 省略			
3 老人ホーム				3 老人ホーム			
名 称	種 類	所 在 地	指 定 年 月 日	名 称	種 類	所 在 地	指 定 年 月 日
省略				省略			
特別養護老人ホームハートランド三恵南館	省略			特別養護老人ホームハートランド三恵南館	省略		
小規模特別養護老人ホーム宝開荘	特別養護老人ホーム	新居浜市東田三丁目乙11番地の91	平成28年 月 日				
省略				省略			
4・5 省略				4・5 省略			